

質問

イの方法で管理組合の財産を管理する場合、修繕積立金を収納口座から保管口座へ定額自動送金してもよいですか。

(相談概要)

イの方法で、月ごとに保管口座へ移換する修繕積立金について、未収金の有無に関わらず本来徴収すべき1か月分の修繕積立金の合計額を保管口座へ定額自動送金してよいですか。



回答

未収金の有無に関わらず、本来徴収すべき1か月分の修繕積立金相当額を定額自動送金することは問題ありませんが、当然この場合は、送金額に修繕積立金の未収金額に相当する管理費用が含まれることになります。

したがって、区分経理をしている場合には、会計上、修繕積立金の未収金額を計上する必要があります。

<ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。
 - 個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- ○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。